一 印紙税法(昭和四十二年	独立行政法人中小企業基
年法律第二十三号)	業基盤整備機構法(平成十四年)
	(平成十四年法律第百四十七号)
_	()
(附則第五条関係) 5	(附則第四条関係) 1

0 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号) (附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
とができる。 に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部をに関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を	とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。
司条第一頁第二十二号こ曷げる業務並びこよ斉事業をる業務(以下この項において「共済事業」という。)	条第一頁第二十三号こ曷げる養務立げこ共斉事業を業務(以下この項において「共済事業」という。)
に掲げる業務並びに第十五業協同組合その他の事業者	る業務並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七
産業大臣の認可を受けて定める基準に	構は、経済産業大臣の八 (略)
含む。)	拐証に関するもの (これら
の美祭)の意祭り長臣に引つののこれのに計算第十五条第一項第七号から第九号の二まで及び第十五二 (略)	に骨に急ぎりょっぽらりにEに引てらっ) (こし第十五条第一項第七号から第九号の二まで、第十五号及二) (略)
・ 1. (下) に掲げる業務の一部を委託することができる。 第十七条 機構は 主務大臣の認可を受けて 金融機関に対し 次	げる 、業機
(後) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(業務の委託)
2~5 (略)	2~5 (略)
<u>十六~二十三</u> (略)	
(新設)	二十四条の規定による債務の保証を行うこと。
一~十五 (略)	(略)
を行う。第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務(業務の範囲)	を行う。 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務(業務の範囲)
現行	改正案
(傍緩音欠に改正音欠)	

· (区分稻理)

+ 定 を け て 理 L なけ る業 務ごとに を 区 分 そ れ ぞ れ

二号 る 一号までに掲げる心の業務に限る。 項に ŧ 同 項第 0) を除 規定する協力及 五. び 十五 第 掲げる業務並びにこれらに関 第 号に ずびにこれ 項 並 掲 第 だげる業 同 びに び る業務 項 同 第 から 法 務 第十五条第一 -号からなく (産業 第六号 第百三十三条に 一業競争-でに 項第十. 力強 次号 連 する同 並 C_{i} 規 に 九 定 び る する 号 同 項 条第二 から 三号 百 第二十三 第二 資そ -七条 る業 項 揭項 号 第務げ第 第

る。) 除 掲 強 第十五条第一項第七二号から第四号まで、年に掲げる業務並びにこれ げる業 化 (中心· 法) 業 身 及 務 -` 第 務、同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを十九条に規定するものに限る。)、同項第九号の二に第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業 第十六号に掲げる業務 第七号及び第八号に!れらに附帯する業務! 並(び前 掲 げる業 にこれらに 務

第十五条第一頁系の同項第二十三号に掲るの項第二十三号に掲 するも による産 げる業 民する法律ー五条第一 第六号に 0) 、務並 業の 並 び しにこれ び 開 律 しにこれ 発の 掲 (平成十九年法律第二項第八号及び第九号に つる業務 ために らに関連する第十 ·成十九年法律第二十三号) 掲げる業務並びにこれらに ら 玉 附 芸帯する業務 の財 政資· 五条第 掲げ 金 をも 並 る業 び って に 同 項 務附 行う #する業務 | 一点 | 一点 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 条 第 五. 帯 第二

五. 条第 項 号に 掲げる業務並びにこれなり第十七号に掲げる業 第十七号に掲 掲 げる業務 ら務 が及びこれ すれ るに 業関 務連 並びる に同

項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務五第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する

2

(区分経理)

第 十八条 勘定を設 て L 次 な る なら 経 理 を 区 分 そ れ ぞ

一 第十五条第一項第七号に一号から第四号まで、第七に掲げる業務並びにこれら 一他 るも 八号及び第 号ま 第十五 の業務に限る。 項に規定する協力及び 同 項第十五号に のを除く。)、 でに掲げる業務並 九号に 項) 並 第 同 げ げる業務 第七号及び第八号に掲 び る 項 業務 同 第 第十五 5 法 -号から 第 百三十三条に規 号 ぞれ 第十 ま でに 争力強化 項第十八号から 号 ま 及 でに 定 法 び する出 第 第二 百 三 第二 +げ号 <u>十</u>二 第二 資そ 七条 るに同 項 号 \mathcal{O} 務 第

このでは、 でいた。)がびにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものに限る。)、同項第九号の二に では、 でいた。)がびにこれらに関連する同項第二十二号に掲げるもの では、 では、 では、 ののでは、

号及び第六号に掲げる業務並び するも による産 の 並 一業の開 びにこれ びにこれ 掲 発 げ 0 ために かん `る業 らに (十九年法律第二十三号)(号及び第九号に掲げる業 5 務 関 国の 連 附 理する第十五条第一四の財政資金をもつ 帯 する業務並 げる業 び に って 同 項 第 務 第二 行う 条 五. \mathcal{O} 第二 +う 十二号に 条 ち 項 \mathcal{O} 特 規別 五に 関 定

同条第二項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに四、第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同

項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連するE

2

同

五.

(略

信 用

とが項府第る , f す 示 た 金規者のの附に号 金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるもの 規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府 の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政 の規定により第二種信用基金に充て のとして政府から出資があったものとされた金額、同条 の規定により第二種信用基金に充て の規定により第二種信用基金に充て の規定により第二種信用基金を設け にこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け にこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二 第 定から定 とし第 則にこれび 額 のうち 倩 のうち 倩

2

小に八 を入必)並びに第一十二条 機構 (長期借入金品) 金 をな 行することができる。をし、又は中小企業基般な費用に充てるため、経 経営強化法第四-機構は、第十五機構は、第十五 十五 条第一 工業基盤整備債券(以下「債券」という。)、第十一号及び第十八号に掲げる業務に別一項第十一号及び第十八号に掲げる業務に別四十二条第一項第一号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定別十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第別企業基盤整備債券)

2 5

 \mathcal{O}

ま う場 で 兀 並 なげ合 び 技 的 的読替えは、政令で可は、それぞれ同志での表の上欄に場の表の上欄に場所、 んは、 令で 掲法定六大 るのよ第字規り一 句とする機構が現から る表業の か中を項

及び第十五号に掲げる として政府から出資が 規定により第二種信用基 から出えんがあったも から出えんがあったも がら出えんがあったも がら出えんがあったも 帯する場構は に 用 が 規 あ 基 あ 定 基金に充てるでこれに充てるものとする業務のうち債務の保証に関する第二種信用基金に充てるべきものとして政府以 規定により第二種信用基金に充てるべ 規定により第二種信用基金に充てるべ があったものとされた金額、同条第十 原第十 原第十五条第一項第七号、第九号、第九 る 基 務 る第 示後以十べ廃の九し段外四き止並号 す á. たのの項も法びの

金規者のの附に

2

(長期借入金及び中小企業 「長期借入金及び中小企業基 を発行することができる。 (長期借入金及び中小企業 を発行することができる。 - 小企業基盤整備債券(以下「債券」という。社条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務は、第十五条第一項第一号に掲げる業務に法第四十二条第一項第一号に掲げる業務に決っ。)、第十五条第一項第一号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規模(中小企業基盤整備債券) 、きる。 う。 期務限 規規項中定第 借に る

2 5

行ま 十 にうで四業掲歩金条務 要な技術的読替えは、掲げる字句は、それぞ場合には、次の表の上业びに第七条から第八米 附則第五条第一項状 別則第五条第一項状 別別 、ぞ上八項等政れ欄条及の 令同にのび特 回表の下欄に5分末の大までの規令の大までの規令の大までの規令の対象に対していません。 で 8 掲法に六条 るのより 定機項 句 と中構か す 同がら る表業第 ほの務四 か中を項

(略)			項	第二十二条第	(略)					項第一号	第十八条第一	(略)
(略)			る業務	第十八号に掲げ	(略)		務	までに掲げる業	から第二十二号	第一項第十九号	並びに第十五条	(略)
(略)	に規定するものに限る。)積活性化法第十一条第一項一項の業務(旧特定産業集	びに附則第八条の四条及び第八条の二の	条第一項から第三項まで、に附則第五条第一項 第六	十八号に掲げる業務	(略)	のを除く。)	それぞれ第三号に掲げるも	二及び第八条の四の業務(る業務並びに附則第八条の	から第二十二号までに掲げ	、第十五条第一項第十九号	(略)

(略)	項	第二十二条第	項第十八条第一 号
(略)	る 業 務	第十七号に掲げ	(略) 第一項第十八号 おでに掲げる業 がら第二十一号
(略)	に規定するものに限る。) 積活性化法第十一条第一項 務並びに附則第八条の四第 務がびに附則第八条の四第 の業務(旧特定産業集 の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第の第	第十七号に掲げる業務並び(略)	(略) (略) (略) (略)

 \bigcirc

(傍線部分は改正部)
部分は改正部
分は改正部
は改正部
正部
部
分)

改正	案	現	行
別表第三 非課税文書の表(第五条関係)		別表第三 非課税文書の表 (第五条関係)	
文 書 名	作成者	文 書 名	作成者
(略)	(略)	(略)	(略)
立行政法人中小企業基盤整備機構	立行政法	政法人中	立行政法
平成十四年法律第百四十七号)第	整備機構	平成十四年法律第百四十七号)第	整備機構
条第一項第一号から第四号まで、		条第一項第一号から第四号まで、	
号口及びハ、第六号、第八号(中		号口及びハ、第六号、第八号(中	
街地の活性化に関する法律(平成		街地の活性化に関する法律(平成	
法律第九十二号) 第三十九条第一		法律第九十二号) 第三十九条第一	
規定による特定の地域における施		規定による特定の地域における施	
整備等の業務に限る。)、第九号		整備等の業務に限る。)、第九号	
小企業等経営強化法(平成十一年		小企業等経営強化法(平成十一年	
第十八号)第四十二条第一項の規		第十八号)第四十二条第一項の規	
特定の地域にお			
場の整備、出資等の業務に限る。		場の整備、出資等の業務に限る。	
第十二号、第十四号、第十七号並		第十二号、第十四号、第十六号並	
第十八号に掲げる業務並びに独立		第十七号に掲げる業務並びに独立	
法人中小企業基盤整備機構法第		小企業基盤整備機構法第十	
第二項(業務の範囲)に掲げる業		第二項(業務の範囲)に掲げる業	
同項第八号に掲げる業務		同項第八号に掲げる業務を除く。	
則第五条(公団の工業		第五条(公団の工業	
置等業務に係る業務の特例)の業		置等業務に係る業務の特例)の業	
同条第一項第五号ロからニまでに		五号口から二までに	
る業務を除く。)、同法附則第六		る業務を除く。)、同法附則第六	
の産炭地域経過業務に係る		リンの産炭地域経過業務に係る 団の産炭地域経過業務に係る	
特例)の業務、同法附則第八条(特例)の業務、同法附則第八条(

(略)	する文書	化法に係る業務の	条の四第一項(旧特	業創出促進法に係る業務の特例)及び	_	繊維法に係る業務の特例) の業務並び
(略)						
(略)	する文書	性化法に係る	第八条の四第	業創出促進	に同法附則第	維法に係
		業務の特	一項(旧特定産業集積	の特例)	八条の二第一項(旧新)の業務